

呉市告示第129号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納に係る事務を私人に委託しました。

令和6年4月1日

呉市長 新原 芳明

- 1 歳入の内容 呉市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務の委託契約に基づき回収等業務を委託している当該貸付金債権
- 2 委託業者 名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
所在地 東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階
代表者 代表社員 田中 泰雄
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで